

1 目 的

東京都監察医務院は、(1)東京都の23区内において発生するすべての不自然死（死因不明の急性死や事故死など）について、死体解剖保存法第8条及び東京都監察医務規程第1条の規定に基づく死体の検案及び解剖を行い死因を明らかにすること、(2)それにより正確な死因統計に貢献し、臨床医学、予防医学などに還元し、公衆衛生の向上を図ること、(3)監察医の養成及び医師、医療関係者の補習教育を行うこと、(4)安寧秩序の維持に貢献することを目的として設置されている。

2 検案の対象

監察医の検案の対象となる死体は、死体解剖保存法第8条によれば「伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体、その他死因の明らかでない死体」と規定されている。

これに該当するものを、死亡診断書（死体検案書）に記載する死亡の種類別にみると、

- 1 病死及び自然死 → 内因死の一部
- 2 不慮の外因死
- 3 その他及び不詳の外因死 } → 外因死の全部
- 4 不詳の死 → 内因死か外因死か不明のもの全部

である。

さらに、死亡の原因別に具体的に記載すると、以下のものが含まれる。

- (1) 病死又は自然死であっても、医師の診療を受けることなく死亡したもの。医師の診療を受けた場合でも、死因が判然としないもの、診療中の疾患とは異なる原因で死亡したもの。発病時又は死亡時の状況に異状があるもの又はその疑いのあるもの（例えば経過が急な突然死のように、一見死にそうもない人が死亡したような場合、いわゆる過労死や労災死が疑われる場合など）。伝染病及び食中毒のうち死亡までに診断不能のもの。
- (2) 不慮の外因死、例えば、交通事故死、墜落死、溺死、焼死、窒息死、中毒死、爆死、凍死、感電死など。直接死因が疾病であっても、それが外因（傷害、中毒など）に原因するもの（例えば交通事故後の肺炎、敗血症、破傷風又は中毒後肺炎になって死亡した場合などで、この場合は、外因発生より疾病による死亡までの期間の長短には関係しない）。外因によって生じた病的障害（後遺症）による死亡、診療経過中の予測されない死や事故死。
- (3) その他及び不詳の外因死、例えば、縊死など死亡者自身の行為に基づく死亡（自殺）、他人の加害によって死亡した場合（他殺）及びその後遺症による死亡。外因死であるが、不慮か故意か決定されないもの。
- (4) 不詳の死、例えば、内因死か外因死か不明の死体（4か月以上の胎児を含む）。死亡の原因が複雑で病死か外因死か不明のもの。

3 監察医務の必要性

監察医の行っている業務は、異状死体として取り扱われた各遺体を検案し、必要に応じて解剖を行い、死因及び死に至る過程を明らかにすることである。この業務は、以下の点において多大な貢献をしている。

(1) 衛生行政への貢献

一人ひとりの死因を正確にすることにより、正確な死因統計を作成し、これが都民のみならず国民の健康・福祉に関する重要な行政の基礎資料となっている。

(2) 公衆衛生の向上

予期されない疾病、伝染病、中毒、事故などの原因を科学的に究明し、また、その傾向を予防医学的、疫学的に調査・解析し、予防や防止に努める。

(3) 死者及び家族の諸権利の適切な処理

より正確に死亡時刻、死因及びその種類などを決定することは、人の死に伴い発生する相続、保険金、賠償金など、社会的権利の適切な処理のために必須の事項である。

(4) 安寧秩序の維持

外表の検査からでは犯罪性の疑いのない場合でも、詳細に調べることにより他殺や外因の関与が見出されることがある。行政解剖は、隠された犯罪死体の発見、解決に大きく貢献する。

(5) 医学研究・教育への貢献

原因不明の突然死の死因究明及び病態の解析は、臨床医学並びに予防医学に大きく還元されるべきものであり、医学研究の発展に貢献する。また、医療従事者のみならず同養成施設の学生、司法関係職員、消防職員などに対して行う見学・実習・研修は、人の死に関わる医学的諸問題の教育に大きく貢献する。

以上のように、監察医務は、「人が受ける最後の医療である」と位置付けられ、生前に疾病に罹患すれば最高の医療が施されるべきであると同様に、異状死に対しては、最高水準の検案・解剖を行われなければならない。死者の尊厳を守ることは勿論、一人の死を万人の生につなげること、すなわち「個」から「社会」にわたる医学的寄与のために監察医制度が施行されている。

4 沿 革

東京都監察医務院は、昭和23年3月21日に開院され、今年で64年目を迎えた。

終戦直後の昭和20年11月18日付朝日新聞は“始まっている死の行進”との見出しで全国主要都市の飢餓状況を報道した。特に、上野駅周辺の薄暗い地下道では、多くの人々が飢えと寒さから虚脱状態となり、これと非衛生的な環境が重なって、餓死者が続出していると、書かれた。

これが、連合軍総司令部の目にとまって、このような人々の死を死因究明もせず、簡単に警察や区役所の手で、栄養失調、飢餓死などとして片付けているのは、政策上問題がある、との判断からこうした変死者の死因調査の方法として、アメリカで実施しているMedical Examiner's Systemが導入された。

これが当院開院のきっかけである。

昭和20年11月18日	朝日新聞に“始まっている「死の行進」餓死はすでに全国の街に”の見出しで、全国主要都市の飢餓状況が報道される。
昭和21年4月1日	連合軍総司令部から東京都への申し入れの結果、東京都において、「東京都変死者等死因調査規程」を制定。東京都民生局長（現福祉保健局長）の主管の下に東大、慶大に委嘱して我が国最初の監察医務業務開始
昭和21年8月1日	東京都監察医立川駐在所を立川市錦町、非現業共済組合立川病院内に開設、監察医と事務員各1名常駐
昭和21年12月11日	総司令部公衆衛生福祉部より厚生省医務局長へ「監察医局の設置」に関する覚書がきて各主要都市に監察医を任命配置するよう指令
昭和22年1月17日	勅令第542号に基づく厚生省令「死因不明死体の死因調査に関する件」公布 監察医制度が東京に続いて大阪、京都、横浜、名古屋、神戸、福岡の七大都市に広げられ、各都市の医科大学がその業務を委嘱された。
昭和23年1月26日	帝国銀行椎名町支店青酸中毒事件発生。死者12名の検案実施
昭和23年3月21日	東京都監察医務院開院。水野礼司、初代院長に就任（～昭和30年6月30日）
昭和24年6月10日	「死体解剖保存法」公布、同年12月10日施行
昭和24年10月21日	立川駐在所廃止。以後、監察医務の実施地域は、区の存する地域のみと改め、現在に至る。
昭和24年12月9日	「監察医を置くべき地域を定める政令」が公布され、翌12月10日に施行。実施地域が、東京都23区、大阪、京都、横浜、名古屋、神戸、福岡と定められた。
昭和25年5月27日	「東京都監察医務規程」公布
昭和29年1月2日	皇居参賀に伴う二重橋事件発生。死者16名の検案実施
昭和30年8月1日	向島花火問屋火災爆発事故発生。死者14名の検案実施
昭和30年10月1日	須賀井正謙、第2代院長就任（～昭和36年11月30日）
昭和33年9月15日	昭和21年以来、急頓死の死因究明につとめ、伝染病の早期発見、ペニシリン等のショック死の病理解剖学的研究に成果をあげ、保健衛生の向上に貢献した功績により、厚生大臣表彰受賞
昭和33年9月15日	昭和21年以来、都民の治安に関与し、公衆衛生の向上に尽力した功績により、第10回保健文化賞受賞
昭和36年12月1日	吉村三郎、第3代院長就任（～昭和47年7月24日）
昭和37年5月3日	三河島列車衝突事故発生。死者160名の検案を行う。
昭和37年5月22日	三河島列車衝突事故の際、多数の死者の検案を通して、警察の事故処理に協力した功勞により、警視総監賞受賞
昭和38年1月24日	深川ガス管破裂による火災発生。死者6名の検案実施

昭和39年7月15日	大井宝組倉庫火災爆発事故発生。死者19名の検案実施
昭和41年2月4日	全日空機墜落事故発生。死者133名の検案実施
昭和41年3月4日	カナダ太平洋航空機墜落事故発生。死者64名の検案実施
昭和41年7月11日	全日空機墜落の際、多数の死者の検案、解剖に従事し、積極的に協力した功績により、海上保安庁長官賞受賞
昭和43年7月	庁舎改築
昭和47年7月25日	越永重四郎、第4代院長就任（～昭和59年11月30日）
昭和49年5月18日	平素から犯罪捜査など、警察活動に多大の貢献。警視庁創立百年に当たり、警視総監賞受賞
昭和49年8月30日	三菱重工株式会社爆発物仕掛けによる事故発生。死者7名の検案実施
昭和57年2月8日	ホテルニュージャパン火災事故発生。死者33名の検案実施
昭和57年2月9日	日航機羽田墜落事故発生。死者24名の検案実施
昭和59年12月1日	上野正彦、第5代院長就任（～平成元年8月31日）
昭和60年7月12日	「監察医を置くべき地域を定める政令」の一部改正（京都市・福岡市が削除）
昭和61年10月1日	自衛隊施設内で発見した死因不明死体の措置について、「監察医務に係る東京都監察医務院と自衛隊警務隊との覚書」を交換、施行する。
平成元年9月1日	石館敬三、院長事務取扱就任（～平成2年3月31日）
平成2年4月1日	岡嶋道夫、第6代院長就任（～平成5年3月31日）
平成2年5月26日	志村第一化成工業爆発事故発生。死者6名の検案実施
平成5年4月1日	庄司宗介、第7代院長就任（～平成10年4月1日）
平成5年11月13日	第1回公開講座「突然死を考える」開催 演題「監察医務院の歩み」「東京都23区の高齢者の死亡の実態」「突然死の予知と予防」
平成6年10月29日	第2回公開講座「突然死を考える」開催 演題「脳の病気と突然死」「比較的若年者の心臓突然死」「救命医療の現場から」
平成7年3月20日	地下鉄サリン事件発生。死者12名の検案実施
平成7年4月1日	監察医制度実施5都府県連絡会議発足（会則施行）
平成7年10月14日	第3回公開講座「突然死を考える」開催 演題「災害死の変遷」「入浴中の突然死」「中高年者の心疾患」
平成8年10月12日	第4回公開講座「突然死を考える」開催 演題「高齢者の突然死」「高齢者の病気の特徴と予防」
平成9年10月5日	第5回公開講座開催 「監察医制度施行50周年記念シンポジウム」
平成10年4月2日	勾坂 馨、第8代院長就任（～平成13年3月31日）
平成10年7月	「東京都監察医務院50年史」発行
平成10年10月3日	第6回公開講座開催 演題「胸痛を伴わない心臓死」「高齢者の外因死」
平成11年10月30日	第7回公開講座開催 演題「監察医行政の現状と展望」「突然死の前ぶれ」
平成12年10月21日	第8回公開講座開催 演題「東京都23区における自殺」「スポーツ中の突然死」

平成13年4月2日	三澤章吾、第9代院長就任（～平成16年3月31日）
平成13年9月1日	新宿歌舞伎町ビル火災事故発生。死者44名の検案実施
平成13年10月20日	第9回公開講座開催 演題「監察医走る」「監察医から見た高齢者問題」
平成14年11月30日	第10回公開講座開催 演題「監察医務院って何だろう?」「恋と自殺」
平成15年10月25日	第11回公開講座開催 演題「飲酒と異状死」「あなたは誰ですか?」
平成16年1月5日	持込検案開始
平成16年4月1日	福永龍繁、第10代院長就任
平成16年10月23日	第12回公開講座開催 演題「薬毒物と死」「身近な突然死と監察医制度」
平成17年9月1日	厚生労働省補助事業「診療行為に関連した死亡の調査分析に係るモデル事業」 実施、参画
平成17年10月29日	第13回公開講座開催 演題「23区内の交通事故死」「『孤独死』－ニーチェに学ぶ」
平成18年10月28日	第14回公開講座開催 演題「すぐそこにある法医学－身近な死体現象－」 「エコノミークラス症候群」 「大規模災害と監察医制度」
平成19年8月17日	開院以来初めて検案数が1日100件を越える。(101件)
平成19年9月8日	第15回公開講座開催 演題「赤ちゃん元気に育て－睡眠中の「避けられる死」を予防するために－」 「あなたもメタボリック症候群!?!－身近な生活習慣病の話し－」
平成19年12月17日	多摩地域検案活動モデル事業実施
平成20年10月18日	第16回公開講座開催 演題「監察医から見た熱中症の実態」 「検屍・葬送に見る日本とドイツの国民性の違い」
平成21年9月26日	第17回公開講座開催 演題「東京23区における外国籍者の異状死の実態」 「若年者の虚血性心疾患について」
平成22年3月20日	第18回公開講座開催 演題「老人の自殺」 「医療行為に附随して生じた、予期せぬ患者死亡について」
平成22年11月6日	第19回公開講座開催 演題「監察医の仕事－残された方のために－」 「東京都23区における孤独死の実態」
平成23年3月11日	東日本大震災発生。3月13日から7月5日まで監察医を常時1名、延べ135人日、 継続的に被災地に派遣。545件の検案実施
平成23年11月19日	第20回公開講座開催 演題「怖いのは煙草ではなく酒」 「東日本大震災における検案活動」
平成24年3月29日	仮設庁舎（旧大塚看護専門学校）へ移転・業務開始
平成24年11月17日	第21回公開講座開催 演題「布団の上で死ぬということ」 「死因究明の地域格差－東京23区と多摩・島嶼地区の比較－」

〔参考〕

工事関係年譜

昭和42年7月22日～43年7月31日	新庁舎建設第1期工事
昭和49年4月2日～50年11月20日	第2期工事
昭和61年11月1日～62年3月14日	東京都監察医務院給水給湯その他設備改修工事第1期工事
昭和62年6月23日～12月9日	東京都監察医務院給水給湯その他設備改修工事第2期工事
昭和63年10月4日～元年2月1日	全館及び解剖室冷房用冷凍機取替工事
平成元年1月28日～3月31日	標本室拡張工事
平成元年2月10日～3月20日	動物飼育室移転工事
平成元年7月22日～10月31日	解剖室床及び排水溝改修工事
平成元年9月19日～2年2月17日	空調換気その他設備改修工事
平成元年9月29日～10月12日	事務長室内装工事
平成元年10月21日～2年2月23日	屋上防水改修工事
平成2年2月10日～2月28日	ダクト冷却塔塗装及び脱臭ケーシング張替工事
平成2年2月15日～3月20日	院長室内装工事
平成2年3月8日～3月20日	殺菌灯取付工事
平成2年3月8日～3月20日	解剖室給気口フィルター取付等工事
平成2年12月11日～3年3月31日	検査室4階移転工事
平成3年2月21日～2月28日	医務院敷地擁壁改修工事
平成3年3月8日～3月19日	電子顕微鏡室改修工事
平成3年3月16日～3月28日	変電室高圧盤遮断器取替工事
平成3年11月15日～12月17日	解剖室自動扉設置工事
平成4年2月21日～3月21日	遺族用便所改修工事
平成4年4月21日～5月20日	構内電話設備取替工事
平成4年6月19日～5年3月31日	機械室(熱源、空調設備)改修工事
平成5年3月3日～3月26日	医局会議室改装工事
平成5年11月5日～6年3月22日	自家発電気室改修工事
平成6年5月30日、8月24～29日	補佐室改修工事
平成6年11月11日～7年3月15日	変電室改修工事
平成7年1月11日～3月31日	解剖室改修工事
平成7年6月5日～6月30日	北側スロープ屋根改修工事
平成7年11月28日～8年3月15日	東京都監察医務院1階・2階内装工事
	東京都監察医務院擁壁内改修工事
	東京都監察医務院各階防火扉改修工事
平成8年1月24日～1月30日	解剖室手洗い水栓取換え工事
平成9年1月9日～2月21日	変電室非常用電気設備等改修工事
平成9年2月25日～3月18日	汚水槽排水管等改修工事
平成9年3月4日～3月31日	解剖室見学者室インターホン設置工事
平成9年3月5日～3月13日	臓器保存室等壁面止水工事
平成9年10月23日～3月28日	バイオハザード型解剖台設置(備品工事) (解剖台及び空気清浄装置 5式)
平成10年1月15日～1月23日	解剖室解剖台等更新据付に係る電気設備工事
平成10年3月23日～3月31日	新死因統計システムLAN工事
平成11年9月13日～10月27日	玄関滑り止めスロープ改修工事

平成12年2月21日～	3月31日	鉄骨階段補修及び外階段等鉄部塗装工事
平成13年2月20日～	3月16日	外壁改修工事
平成13年3月2日～	3月30日	防火扉取り替え工事
平成13年3月7日～	3月30日	屋上ターボ冷凍機制御盤交換移設工事
平成13年12月4日～	12月28日	遺体冷蔵庫用冷凍機（B）改修工事
平成14年11月20日～	12月28日	都庁T A I M S用L A N工事
平成15年2月20日～	3月26日	受電装置アース設置工事
平成15年10月27日～	12月10日	1階東側非常口外側雨避け取付工事
平成16年2月20日～	3月29日	遺体冷蔵庫用冷凍機（A）改修工事
平成16年8月17日～	9月1日	汚水槽配管改修等工事
平成17年2月21日～	3月12日	自動ドア修繕工事
平成18年1月20日～	2月27日	防風スクリーン設置工事
平成18年1月26日～	3月24日	埋設ガス管改修工事
平成18年2月23日～	3月1日	湧水柵ポンプ取替え工事
平成18年3月1日～	3月24日	遺族控室用喫煙所設置工事
平成18年3月23日～	3月31日	遺族通路ノンスリップシート貼り工事
平成18年11月20日～19年2月28日		電話設備改修工事
平成18年12月18日～19年3月9日		屋上防水改修ほか工事
平成19年2月27日～	3月12日	別館研修室スロープ設置工事
平成19年10月10日～	10月17日	地下1階男女浴室シャワー設備設置工事
平成20年6月23日～	6月30日	別館研修室スロープ設置工事
平成20年10月10日～	10月17日	遺体室エアーカーテン設置工事
平成20年12月25日～21年1月20日		遺族用トイレ改修工事外1件
平成21年3月16日～	3月31日	地下1階自動扉改修工事
平成21年9月24日～	9月30日	玄関スロープノンスリップシート設置工事
平成23年5月31日～	6月9日	緊急地震速報機の取付工事
平成23年7月5日～24年3月14日		東京都監察医務院（23）別館改修工事その他工事
平成23年7月22日～24年3月14日		東京都監察医務院（23）別館改修工事その他電気設備工事
平成23年7月22日～24年3月14日		東京都監察医務院（23）別館改修工事その他給水衛生設備工事
平成23年8月15日～24年3月14日		東京都監察医務院（23）別館改修工事その他空調設備工事
平成23年11月25日～24年3月23日		テレビ電波障害施設撤去工事
平成24年3月2日～	9月28日	東京都監察医務院（23）本館解体工事
平成24年3月6日～	3月27日	インターネット移設工事
平成24年3月15日～	3月30日	遺体搬入口改修工事（仮庁舎）
平成24年4月17日～	4月27日	L A N設備増設外2件の工事（仮庁舎）
平成24年4月18日～	4月27日	自動ドア改修工事（仮庁舎）
平成24年5月25日～	6月1日	喫煙所目隠し工事（仮庁舎）
平成24年7月23日～		東京都監察医務院（24）本館改築その他工事
平成24年8月3日～	8月10日	解剖室スピーカー増設工事（仮庁舎）
平成24年11月16日～		東京都監察医務院（24）本館改築その他電気設備工事
平成24年12月7日～		東京都監察医務院（24）本館改築その他給水衛生設備工事
平成25年1月18日～		東京都監察医務院（24）本館改築その他空調設備工事
平成25年2月15日～		東京都監察医務院（24）本館改築その他昇降機設備工事

5 設置根拠法令

(1) 死体解剖保存法

〔昭和24年6月10日〕
〔法律第204号〕

改正 昭和26年6月6日法律第201号
同28年～平成11年改正 略
平成15年5月30日 同第55号

死体解剖保存法（抄）

第8条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第229条の規定による検視があった後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

(2) 監察医を置くべき地域を定める政令

〔昭和24年12月9日〕
〔政令第385号〕

改正 昭和60年7月12日政令第225号

監察医を置くべき地域を定める政令

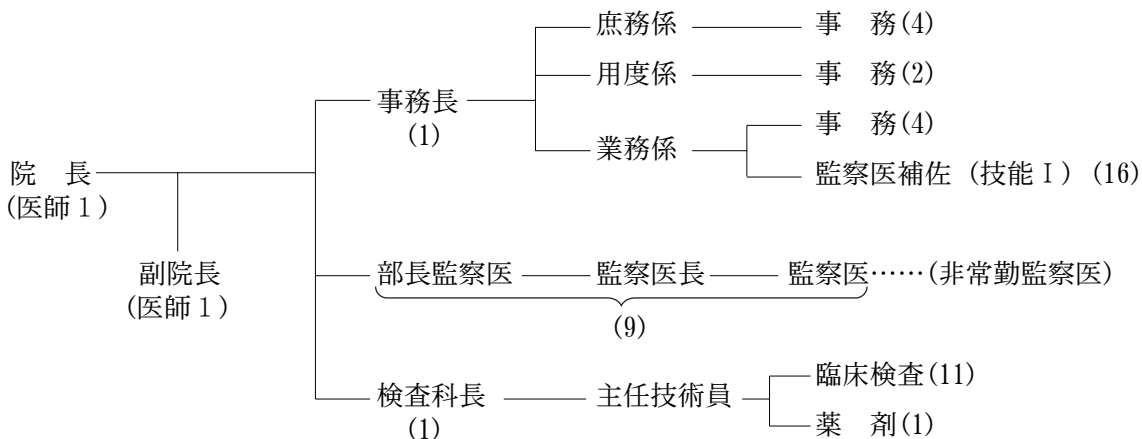
内閣は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条第1項の規定に基き、この政令を制定する。

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基き、次の地域を定める。

東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

附 則 略

6 組 織



注：（ ）内数字は定数

7 人 員

(1) 職 種 別

(平成25年8月1日現在)

区 分	職 種	定 数	現 員	備 考
医療技術系	医 師	11	12	
	薬 剤 師	1	—	
	臨床検査技師	12	13	
その他の職員	一 般 事 務	11	12	
	自 動 車 運 転	0	1	
	技 能 (Ⅰ)	16	13	
	技 能 (Ⅱ)	0	2	
常勤職員 計		51	53	
非常勤職員	監 察 医	—	49	
	嘱 託 員	—	0	
	専務的非常勤	—	11	

(2) 部門別現員

(平成25年8月1日現在)

部門 \ 職種	医 師	薬 剤 師	臨床検査技師	一 般 事 務	自 動 車 運 転	技 能 (Ⅰ)	技 能 (Ⅱ)	常勤職員計	非常勤				常勤非常勤合計
									監 察 医	嘱 託 員	専務的非常勤	非常勤計	
監察医室	12	—	—	—	—	—	—	12	49	—	—	49	61
検査科	—	—	13	—	—	—	—	13	—	—	2	2	15
事務室	—	—	—	12	1	13	2	28	—	—	9	9	37
再事務	—	—	—	12	—	—	—	12	—	—	5	5	17
掲補佐	—	—	—	—	1	13	2	16	—	—	4	4	20
合計	12	—	13	12	1	13	2	53	49	—	11	60	113

8 予算・決算

(1) 歳 出

(単位：千円)

科 目					24年度	24年度	25年度	増△減	備 考
款	項	目	節	細 節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B-A)	
合 計					485,312	427,792	503,657	18,345	
福 祉 保 健 費					485,312	427,792	503,657	18,345	
	福	祉	保	健 管 理 費	5,762	5,401	5,343	△ 419	
		管	理	費	5,762	5,401	5,343	△ 419	
			普	通 旅 費	139	136	146	7	
			一	般 需 用 費	1,531	1,520	1,577	46	
			役	務 費	4,092	3,745	3,620	△ 472	
	医	療	政	策 費	479,550	422,391	498,314	18,764	
		管	理	費	2,897	2,902	2,492	△ 405	
			児	童 手 当	2,575	2,580	2,460	△ 115	
			子	ど も 手 当 て	290	290	0	△ 290	
			普	通 旅 費	32	32	32	0	
	医	療	政	策 費	476,653	419,489	495,822	19,169	
		報	酬		109,161	74,887	128,197	19,036	
		職	員 手 当 等		38,230	35,967	38,159	△ 71	
			特	別 勤 務 手 当	18,844	14,236	18,844	0	
			時	間 外 勤 務 手 当	7,745	9,800	7,745	0	
			休	日 給 夜 勤 手 当	11,641	11,931	11,570	△ 71	
		共	済 費		513	193	802	289	
		賃	金		1,577	8,440	1,577	0	
			一	般 賃 金	1,577	8,440	1,577	0	
		報	償 費		273	52	273	0	
		旅	費		1,268	1,259	1,268	0	
			普	通 旅 費	1,222	1,254	1,222	0	
			特	別 旅 費	46	5	46	0	
		交	際 費		0	0	0	0	
		需	用 費		65,773	63,346	63,360	△ 2,413	
			光	熱 水 費	34,759	25,525	32,346	△ 2,413	
			一	般 需 用 費	31,014	37,821	31,014	0	
		役	務 費		107,243	103,850	107,167	△ 76	
		委	託 料		49,744	37,632	52,051	2,307	
		使	用 料 及 賃 借 料		79,349	71,110	79,349	0	
		工	事 請 負 費		1,703	1,066	1,703	0	
		原	材 料 費		31	0	31	0	
		備	品 購 入 費		21,454	21,363	21,551	97	
		負	担 金 補 助 及 交 付 金		334	324	334	0	

注：人件費・通勤手当等は含まない。

(2) 歳 入

(単位：千円)

款		24年度	24年度	25年度	増△減	備 考
		予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B-A)	
特定財源	使用料及手数料	24,541	8,797	24,541	0	
	諸 収 入	189	1,273	259	106	
	計	24,730	10,070	24,836	106	